

講座参加費及び一時保育料免除申請に必要な証明書類一覧

●申請には申請理由を証明する書類の原本またはコピーを添付してください。

●証明書類は当該事業参加時の状況を証明するものとします。

	申請理由	申請理由の証明書類（注）	発行、問合せ先
ア	生活保護法の適用を受けている方	【次のいずれか】 ・ 保護証明書(1年以内) ・ 保護決定通知書(1年以内) ・ 生活保護費支給証 ・ 休日・夜間等診療依頼証	・ 区役所福祉保健センター
イ	世帯の構成員の全てが市民税非課税の方	【両方が必要】※1 ・ 市民税・県民税課税(非課税)証明書【世帯構成員全員分】 ・ 住民票【全員の写し】(3ヵ月以内)	・ 区役所税務課市民税担当 ・ 区役所登録係、行政サービスコーナー
※1 世帯構成員のうち、18歳未満の者については市民税・県民税課税(非課税)証明書の提出は不要。			
ウ	国民年金保険料が免除となっている方	【次のいずれか】 ・ 国民年金保険料免除申請承認通知書 ・ 国民年金保険料免除理由該当通知書	・ 社会保険事務所 ・ 区役所保険年金課 国民年金係
エ	国民健康保険料が減額または減免となっている方	【次のいずれか】 ・ 国民健康保険料額通知書(2割・5割・7割減額) ・ 国民健康保険料減免承認決定通知書 ・ 国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書 ※ご自身が世帯主でない方は「国民健康保険被保険者証」(世帯主名が確認できるため)も必要	・ 区役所保険年金課 国民保険係
オ	障害年金受給者	・ 国民年金・厚生年金保険年金証書等、障害年金の受給が確認できるもの	・ 区役所保険年金課 国民年金係
カ	児童扶養手当受給者	【次のいずれか】 ・ 児童扶養手当証書 ・ 児童扶養手当証書保管証明	・ 区役所福祉保健センター
キ	ひとり親家庭等医療費助成を受けている方	・ ひとり親福祉医療証	・ 区役所保険年金課保険係
ク	母子生活支援施設その他女性の保護を目的とする施設の入所者	・ 入所証明書	・ 各施設
ケ	特別児童扶養手当受給者とその配偶者	・ 特別児童扶養手当証書 ※受給者の配偶者が申請する場合は「住民票の写し【申請者と受給者の続柄の記載があるもの】」も必要。	・ 区役所福祉保健センター

(注) 証明書類発行機関の事務処理等の都合により証明書類の写しを添付することができない場合は、申請書に証明書類発行申請書等の写しの添付をもって代えることができます。この場合、「講座参加費及び一時保育料免除申請に係る誓約書」を提出していただくことになります。詳しくはお問い合わせください。